

●香川県告示第69号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年2月21日

香川県知事 浜 田 恵 造

指定年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成25年11月1日	ヘルパーステーションたんぽぽの家 東かがわ市湊263番地1	有限会社マイルドケア 東かがわ市湊263番地1	介護予防訪問介護
平成26年1月17日	デイサービスみやび 小豆郡土庄町肥土山甲1802番地3	特定非営利活動法人遊 小豆郡土庄町肥土山甲1802番地3	通所介護
平成26年1月30日	久保歯科クリニック 観音寺市豊浜町和田浜821番地1	久保 段 観音寺市豊浜町和田浜821番地1	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導